

第2回地域医療構想調整会議の進め方

令和6年度第2回地域医療構想調整会議は、各医療機関の2025年に向けた具体的対応方針の取りまとめや、外来機能報告の報告結果が取りまとまった後、**令和7年1月以降に開催予定**。

地域医療支援病院の承認や病床機能再編支援事業に関しては、該当圏域でのみ議事として取り扱う（今年度、病床配分はなし）。また、「推進区域対応方針（案）」に基づく協議を予定。

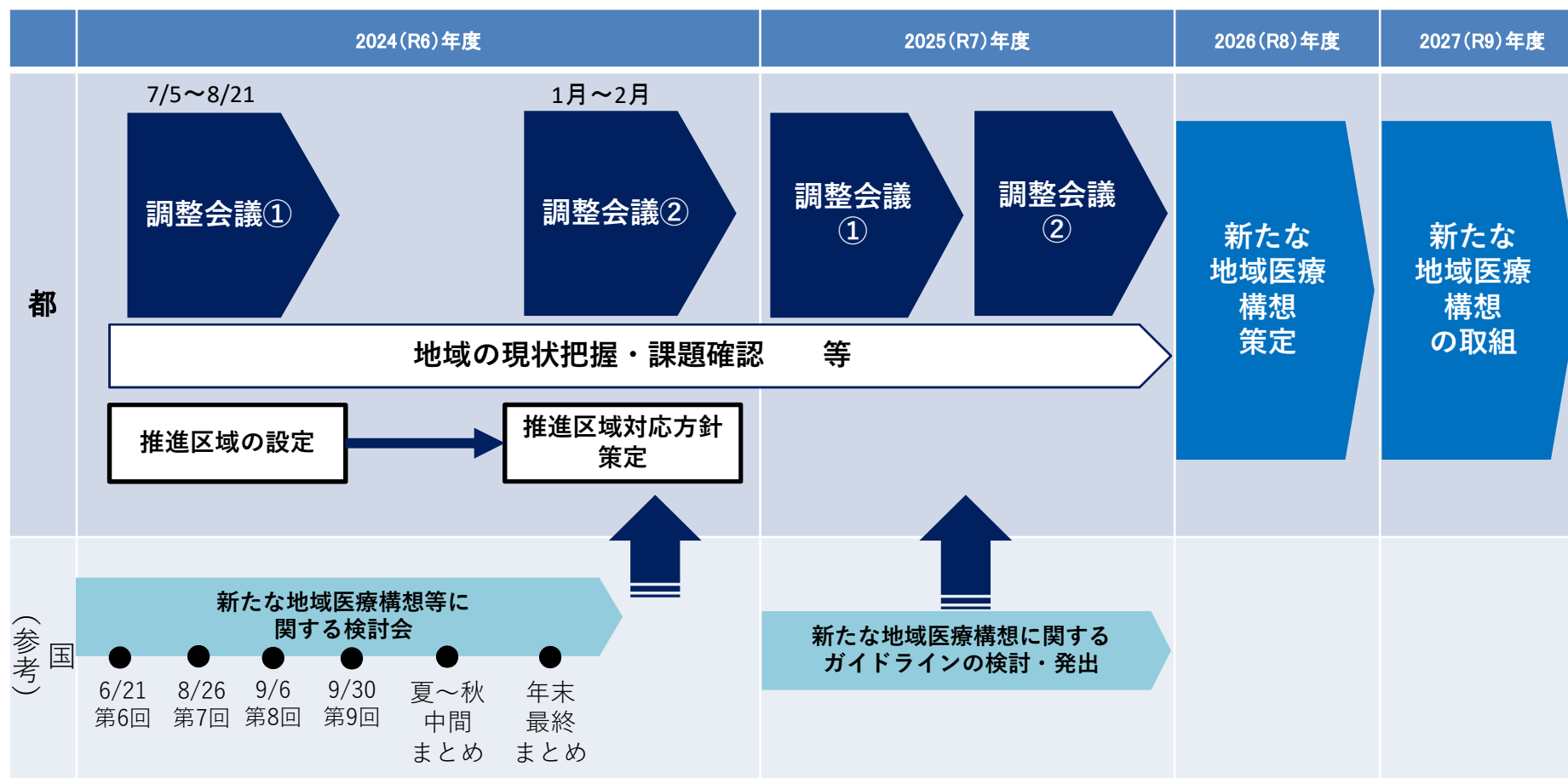
		令和6年（2024年）			令和7年（2025年）		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月～
地域医療構想調整会議 在宅療養WG			在宅療養WG		第2回地域医療構想調整会議		
議事内容	2025年に向けた具体的対応方針	一般・療養病床を持つ医療機関への依頼		集約	各医療機関の対応方針（新規・変更）を提示して、協議		対応方針の策定・検証状況の公表
	外来機能について	外来機能報告		国が都道府県に集計取りまとめを提供	外来機能報告集計結果を提示、紹介受診重点医療機関について協議		紹介受診重点医療機関の公表
	地域医療支援病院の承認	申請内容の確認			地域医療支援病院の名称承認申請を行う医療機関について協議		医療審議会での意見聴取
	病床機能再編支援事業	事業計画の確認			申請医療機関の事業計画等について説明		医療審議会での意見聴取
	推進区域対応方針の策定	案の策定			推進区域対応方針（案）を協議		推進区域対応方針の公表

今後の調整会議の進め方のイメージ

《今後の進め方》

推進区域の設定をきっかけに、調整会議で地域の医療提供体制の**現状把握**や**課題の確認等**を行い、国の検討会の議論も踏まえながら、**新たな地域医療構想策定に向けた準備**を推進

《スケジュール案》



地域医療構想に関する国の動向

新たな地域医療構想等に関する検討会

○ 第6回（6月21日）

- ・ 関係団体等からのヒアリングを受けて新たな地域医療構想に関する論点が提示
- ・ 「新たな地域医療構想の方向性（総論）」の外、「新たな地域医療構想の具体的な内容、その達成に向けた取組（各論）」が示され、総論について目指す方向性や視点・手法を議論

○ 第7回（8月26日）

- ・ 新たな地域医療構想を通じて目指すべき医療として、目指すべき医療提供体制の基本的な考え方（案）が提示
- ・ 「入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携等を含め、地域における長期的に共有すべき医療提供体制のあるべき姿・目標として、地域医療構想を位置付け。

人口や医療需要の変化に柔軟に対応できるよう、二次医療圏を基本とする構想区域や調整会議のあり方等を見直した上で、医療・介護関係者、都道府県、市区町村等が連携し、限りある医療資源を最適化・効率化しながら、「治す医療」を担う医療機関と「治し、支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、「地域完結型」の医療・介護提供体制を構築」として具体的な内容を提示

新たな地域医療構想等に関する検討会

○第8回（9月6日）

- ・入院医療について、医療機関機能の設定の考え方（案）、病床機能・医療機関機能の基本的な考え方（案）が提示
- ・医療機関機能の設定の考え方として、「高齢者救急の受け皿となる医療機関においては、救急搬送を受けるだけでなく、入院早期からのリハビリ等の離床のための介入を行うことが必要。また、必要に応じて専門病院等と協力・連携するとともに、高齢者が抱える背景事情も踏まえて退院調整を行うなどにより早期退院につながり、他施設とも連携しながら通所や訪問でのリハビリを継続できるような体制が必要」

「地域での緊急対応を含む救急・急性期に関する機能については、持続可能な医療従事者の働き方や医療の質も確保するため、搬送体制の強化等に取り組みつつ、一定の症例数を集約して対応する地域の拠点として対応できる医療機関が必要」

「医療機関の機能については、高齢者救急や救急・急性期医療等、区域毎に有することが望ましい機能のほかに、医師派遣の機能等、より広域の観点で医療提供体制の維持のために必要な機能について検討が必要」等が提示

- ・病床機能・医療機関機能の基本的な考え方について、「必要病床数の推計に係る病床機能区分については、これまでと同様、4区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）とした上で、引き続き、状況の変化も踏まえて、基本的に診療実績データを基に推計。

一方、これまでの取組・課題や2040年頃に増加する高齢者救急等への対応等を踏まえ、病床機能とあわせて高齢者救急の受入れ、救急・急性期の医療の提供を広く行う医療機関機能を明確にした上で、医療機関機能を報告」として、

「新たな地域医療構想においては、病床区分毎の必要量・医療機関機能の明確化・医療機関の報告等の観点に基づき、病床機能・医療機関機能の整理を行い、医療提供体制を構築していく」ことが提示

新たな地域医療構想等に関する検討会

○第9回（9月30日）

- ・回復期医療について、「病床機能報告の【回復期】については、急性期の機能の一部も担うこととして位置付け、名称や定義を変更すること。」

「入院での早期のリハビリや集中的なリハビリが効果的な場合は入院でのリハビリを提供しつつ、その他の場合は、他施設とも連携しながら外来・在宅等での提供も含め、患者の身体機能等に応じて適切な場でリハビリを提供することが必要」が提示

- ・慢性期・在宅医療について、「医療機関機能の一つとして、地域で在宅医療を実施し、他の医療機関、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設等と連携して、24時間の対応や在宅患者の入院対応ができる等、地域での在宅医療提供を確保するための医療機関機能を位置付け」

「慢性期の医療提供体制については、地域の在宅医療・介護等のデータも踏まえ、地域において、療養病床だけでなく、在宅医療や介護施設等とあわせて、構築していく必要」

「在宅医療の医療提供体制については、地域によって増加する在宅需要に対応するため、都道府県において適切な在宅医療の圏域を設定し、地域の協議・調整を通じて、より実効性のある体制整備を進めることが必要」等が提示

- ・構想区域・医療機関機能の考え方について、「新たな地域医療構想における構想区域の範囲については、2040年頃を見据えると、人口規模が20万人未満の構想区域等、医療需要の変化や医療従事者の確保、医療機関の維持等の観点から医療提供体制上の課題がある場合には、必要に応じて構想区域を拡大する必要。」

「在宅医療については、二次医療圏よりも狭い区域での議論が必要であり、在宅医療の圏域ごとに、医療機関、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設等が連携しながら、在宅医療提供体制を確保するとともに、市町村の在宅医療・介護連携推進事業の取組との連携をより一層深めることができる枠組みが必要。」

「医療機関機能としては、地域ごとに、【高齢者救急の受け皿となり、地域への復帰を目指す機能】、【在宅医療を提供し、地域の生活を支える機能】、【救急医療等の急性期の医療を広く提供する機能】

（必要に応じて圏域を拡大して対応）を確保するとともに、地域によって役割を発揮している、回復期リハビリテーションや一部の診療科に特化した医療機関等の機能について、【その他地域を支える機能】として位置づけ」等が提示